

# 飼料の品質改善に関する法律の一部改正について

濃厚飼料の公正な取引——飼料がその価値通りに正しく取引されること——と家畜家さんの飼養管理の合理化が畜産を左右すると言ってもいい位であって、従来一般に流通していた飼料、特に配合飼料においては、統一した正確な規定もなく、成分量も種々様々であり、又品質を低下させ様な異物の混入についてもその取締が充分行届いてなく、従って消費者においても思わぬ被害を蒙ることがあった。この様な欠点を是正するため政府においても立案中でありましたが、今回一部が改正され10月1日より施行されましたのでその改正の要点を記載する。

## 一. 公定規格の設定

従来の配合飼料は成分量において非常に巾があり、又一定の規格がないために種々軋轢があったが公定規格という一定の基準を定め、これに合致しないと登録飼料として販売出来ない事になった。

## 二. 登録飼料保証票

市販の飼料の中混合飼料或いは配合飼料は、前記の公定規格に基いて登録されるが、この登録はあくまで自主登録であるので業者の自主性を信頼しなければならないが、いやしくも登録飼料である限りは、その成分量を国が保証すると同じ意味になるので、安心して使用出来る。そして登録飼料には必ず登録飼料保証票が添付してあるのでその成分量によって適宜、飼料配合されたい。

## 三. 成分等の表示義務

従来配合飼料にはカルシウム（炭酸カルシウム、かきがら、えびがら等）農作物の茎葉等が入っていたが、これが増量剤に使われたり、又尿素を混入してあたかも蛋白質が多量に含有する等の表示をしていたものがあったが、今回の改正によりこれらを混入した場合はその混入割合と混入物の名称とを表示しなければならなくなった。又魚粉の場合、純粹の魚粉というのは、実際には考えられないので魚粉混合飼料という名称を使用する様になった。

## 四. 魚粉製造業者の届出義務

従来魚粉製造業者は事業開始にあたり届出をしなくてもよかったが、今回の改正により届出義務が生じた。即ちこの改正により従来魚粉の名称を使った飼料は非常に多種類であり成分も各種あって製造業者の実態把握が困難であったのでこれらを届出させてその実態を把握する。

## 五. 権限の委任

従来飼料製造業者の取締は農林大臣の手で行われてきたが、徹底した行政を行うことが出来ず又販売業者にいたっては、野放しの状態であったが、今回の改正によって立入検査等の取締の権限が県に委任されたのでこれからは県が充分監視することが出来、飼料の品質を向上せしめることになる。

以上が改正要点であるが、この外飼料を販売又は変更するときに異物（飼料以外のもの）の混入の禁止、又販売業者が成分等の表示のある飼料の包装を開いて小売等する場合は必ず成分量を書いたものを店頭の見易い場所に呈示して消費者にわかる様にする等が規定されている。要するに飼料は大部分登録されることと思うけれど、この登録はあくまで自主登録であって即ちこの制度は業者の自主性と消費者の認識により発展するのであるから製造業者、販売業者の方は、自ら進んでこの趣旨を充分お含みの上事業を遂行せられる様、又一般消費者の方も常に正しい取引方法による安全な飼料を使用される様お奨めする次第であります。

（三村技師）